

## 令和8年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習実施要項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、次のとおり狩猟免許更新に係る適性試験及び講習を実施します。

### 1 狩猟免許の種類

狩猟免許の種類	使用できる猟具
網猟免許	網（むそう網、はり網、つき網、なげ網）
わな猟免許	わな（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな）
第1種銃猟免許	装薬銃（ライフル銃、散弾銃）、空気銃（圧縮ガス銃を含む。）
第2種銃猟免許	空気銃（圧縮ガス銃を含む。）

### 2 試験・講習の日時等

実施回	日時	会場	申請期間
第1回	令和8年8月8日(土) 9時00分～12時00分	富山県総合体育センター 2階大研修室 (富山市秋ヶ島183番地)	令和8年6月12日(金)～ 令和8年6月30日(火)
第2回	令和8年8月9日(日) 9時00分～12時00分	富山県総合体育センター 2階大研修室 (富山市秋ヶ島183番地)	

※受験・受講を希望する回を申請時に選択してください。(ただし、会場定員の都合上、希望回の受験・受講とはならないことがあるので、個別の受験・受講の回は受験票を確認してください。)

※試験・講習当日の受付は、受験票に記載の時間から開始します。

※申請書類の受付は、8時30分～17時00分までの間とし、申請期間の最終日必着とします。(ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日は、受け付けません。)

### 3 受験・受講の対象者

富山県内に住所を有する者で、狩猟免許を現に受けており、当該狩猟免許の有効期間が令和8年9月14日までである者（令和5年に狩猟免許を取得又は更新をした者）とします。

なお、令和6年以降に他の種類の狩猟免許を取得又は更新をした者にあつては、今回の狩猟免許の更新にあわせて、令和6年以降に取得又は更新をした狩猟免許も繰り上げて更新をすることができます。

#### 4 試験・講習の内容

適性試験	視力、聴力、運動能力
講習	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の判別、 猟具の取扱い、鳥獣の保護及び管理に関する知識

#### 5 申請手続

狩猟免許の更新をしようとする者は、申請期間（**2 試験・講習の日時等**参照）中に、次の書類等を富山県生活環境文化部自然保護課又は最寄りの富山県農林振興センターに提出してください。

来庁により申請書類を提出する場合は、事前に電話で連絡してください。

郵送により申請書類を提出する場合は、封筒に「狩猟免許更新申請書在中」と朱書き、簡易書留郵便又は特定記録郵便で送付してください。

なお、申請書類に不備がある場合は受付できないので、記載漏れ、誤りがないよう十分確認してください。

(1) **狩猟免許更新申請書 1通**

(富山県が定める様式を両面印刷して作成すること。)

(2) **狩猟免許更新申請手数料**

免許1種類につき**2,900円**（手数料収納窓口等により納付すること。)

(3) **写真 1枚**（申請書貼付用）

（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル・横2.4センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものであること。)

(4) **郵便はがき 1葉**（受験票用）

（宛先として申請者の郵便番号、住所及び氏名を記入したもの。)

(5) **猟銃・空気銃所持許可証（2頁目）の写し 1通**

（申請者が猟銃等所持許可を現に受けている場合のみ提出すること。)

(6) **医師の診断書 1通**

（医師本人の印鑑が押印されたもの。医療機関の印鑑は不可。)

（次のいずれにも該当しないことを証するものであって、申請前3か月以内に診断されたものであること。申請者が猟銃等所持許可を現に受けている場合は、提出不要。)

ア 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるもの（\*）にかかっている者

\*環境省令で定める病気（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第47条）

① 統合失調症

② そううつ病（そう病及びうつ病を含む。)

③ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)

④ ①～③のほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気

イ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

ウ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者)

※同時に複数の種類の狩猟免許の更新をしようとする場合であっても、提出する申請書類は1通

（1枚、1葉）としてください。（狩猟免許更新申請手数料は、更新をしようとする狩猟免許の種類ごとに必要となります。)

## 6 試験・講習時携行品等

受験・受講者は、試験・講習当日、受験票、筆記用具、今回更新となる狩猟免許、その他受験票で指定するものを持参してください。また、運転免許証、猟銃・空気銃所持許可証を取得している者、適性試験において眼鏡や補聴器等が必要となる者は、これらをあわせて持参してください。

## 7 合格発表

合格発表及び狩猟免許の交付については、試験・講習当日、会場で行います。

## 8 試験結果の開示

この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律第69条第2項の規定により、受験者本人が直接口頭で開示の請求をすることができます。

郵送等（電話、はがき、ファクシミリ、電子メール等）による開示請求はできませんので、請求者が受験者本人であることを証する書類（運転免許証、旅券等）を持参のうえ、午前8時30分から午後5時までの間に、直接開示場所にお越しください。（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日は、受け付けません。）

試験	開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
狩猟免許更新に係る適性試験	受験者本人	適性試験の適否	合格発表の日から1か月間	富山県生活環境文化部 自然保護課 (富山市新桜町5番3号 第2富山電気ビル6階)

## 9 その他注意事項等

- (1) 申請期間の終了後、更新をしようとする狩猟免許の種類等の申請内容の変更、申請書類等の返還及び狩猟免許更新申請手数料の還付はできません。
- (2) 受験票は、申請期間の終了後、試験・講習の日の1週間前までに到着するように送付します。万一到着しない場合は、富山県生活環境文化部自然保護課にお問い合わせください。
- (3) 令和8年9月14日に有効期間が満了する狩猟免許は、今回の適性試験を受験しなかった場合、又は当該試験に合格しなかった場合、同日の翌日に失効します。

## 10 お問い合わせ先・申請先

機関	所管区域	所在地	電話番号
富山県生活環境文化部 自然保護課野生生物係		〒930-0005 富山市新桜町5番3号 (第2富山電気ビル6階)	076-444-3397
富山県新川農林振興センター 企画振興課	魚津市 滑川市 黒部市 下新川郡	〒937-0863 魚津市新宿10番7号 (富山県魚津総合庁舎3階)	0765-22-9136
富山県富山農林振興センター 企画振興課	富山市 中新川郡	〒930-0096 富山市舟橋北町1番11号 (富山県富山総合庁舎3階)	076-444-4475
富山県高岡農林振興センター 企画振興課	高岡市 氷見市 小矢部市 射水市	〒933-0806 高岡市赤祖父211番地 (富山県高岡総合庁舎4階)	0766-26-8448
富山県砺波農林振興センター 企画振興課	砺波市 南砺市	〒939-1386 砺波市幸町1番7号 (富山県砺波総合庁舎2階)	0763-32-8130